

茨城の教育

茨城県高等学校教職員組合
 310-0853
 水戸市平須町1-93
 Tel 029-305-3075
 Fax 029-305-3317
 mail iba-kou@mito.ne.jp

「パワハラ防止等に関する要項」に沿った職場づくりを

昨年8月に「パワーハラスメント防止等に関する要項」が制定された

昨年8月5日に茨城県教育委員会は、「茨城県教育委員会パワーハラスメント防止等に関する要項」を制定し、各学校に通知した。要項では、「死んでしまえ」等の暴言や脅迫や名誉毀損、侮辱などをパワハラと定義する一方で、業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強要や経験等とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと、仲間外しや無視すること、プライベートな事項を執拗に詮索することなどもパワハラと定義している。

県教委の作成した「相談及びその対応」(フロー図)を見ると相談者(非常勤職員・臨時職員を含む)が相談する方法は、所属長(管理職)と県教委の相談窓口の2

通りある。直接県教委の相談窓口にご相談できるのは、管理職からパワハラがある場合やパワハラの実態を隠蔽するような管理職がいることが想定されていると考えられる。相談窓口は総務課と高校教育課(市村志保総括補佐、高村祐一人事補佐)、特別支援教育課(古川仁総括補佐、村山亮人事補佐)が担当になっている。一番簡単にできる相談方法は教育情報ネットワークを使って相談員にメールを送った上で電話をすることである。送付する文書に決まった様式はない。文章で事実経過をまとめた上で、相談した方が冷静な相談ができる。

相談の後、相談窓口担当者が学校を訪問して事実確認や相談者に対する助言などをおこなうことになっている。最終的にはパワハラの実態の有無の判定があったら、事実があったと判定されれば、指導

助言・人事異動・懲戒処分などの措置がとられる。パワハラの実態がなかったと判断された場合でも、調査が入ることで一定の抑止力が働く。また、相談したことを理由にパワハラがあれば、当然厳重な指導の対象になる。

管理職のコンプライアンスが問われている

「要項」では所属長(管理職)の責務として以下のような規定がある。

- (1) 所属長は、職員が職務に専念できるよう、良好で明るい職場環境を確保する責任を有しており、自らがパワーハラスメントを行わないよう律することは当然として、職員に対する研修などを通してパワーハラスメントの防止に努めること。
- (2) パワーハラスメントを発生させる

要因の一つとして、職場での職員間のつながりが希薄化していることが考えられることから、所属長は日頃から職員間のコミュニケーションが取られているか目を配り、風通しのよい職場づくりを進めていくこと。

(3) 所属長は、職員からパワーハラスメントに関する相談があった場合は、パワーハラスメントの相談員と連携し、適切に対応すること。

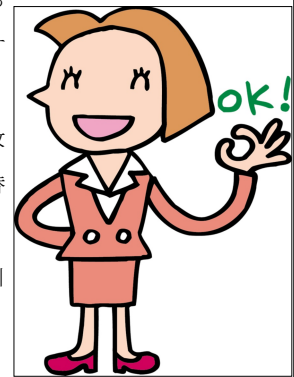
校長や教頭が教職員にパワハラを行うことは管理職のコンプライアンスの観点からも厳重に処罰されなければならないが、職場における同僚間のパワハラやセ

クハラの事実を放置したり、隠蔽することも管理職のコンプライアンスの観点から問題にされなければならない。「注意しても言うことを聞かなくて困っているんです」と何も指導しないことも問題だ。「要項」に従ってパワハラ問題を解決し、良好で明るい職場環境を作っていくことが管理職のコンプライアンスである。昨年度「要項」を配っただけで説明をしなかったり、「要項」を全教職員に配布していない管理職もいたが、こうした実態は管理職のコンプライアンスの観点から問題にされなければならない。

学校が変わっても臨時的任用教職員の社会保険継続

茨城県でも2014年3月に制度が改正されて、勤務校が変わらない臨時的任用教職員の3月末の社会保険の継続が実現した。ただし、新年度に勤務が変わる場合は、これまで通り、国保への切り替えの手続きをしなければならなかった。しかし、14年8月以降の臨時教職員部の対県教委交渉や地公労交渉の結果、県教委から「学校が変わっても、16年3月からは社会保険の継続ができるように制度を改善する」という回答を引き出すことができた。

茨高教組臨教部は、臨時教職員の労働条件改善を求め、今年度は「年休の繰り越し」「代替教員を必要としない時間単位の介護休暇の取得」を実現できるようとりくみを強化するので、引き続きご支援ご協力をお願いしたい。



働きやすい職場づくりをご一緒に

執行委員長挨拶

石塚 健一（土浦工業高校分会）
みなさんこんにちは。今年度茨城県高等学校教職員組合（茨高教組）の執行委員長を務めることになりました石塚です。

新年度がスタートしました。新入生を迎え慌ただしい日々を過ごされていることと思います。昨年10月、県教委によって実施された勤務実態調査では、調査方法に不十分な点がありながらも、先生方の多忙さが明らかになりました。学校のため、生徒のため、時間も惜しまず勤務時間外労働をされている教職員の皆さんが数多くいることが実態として明らかになっています。

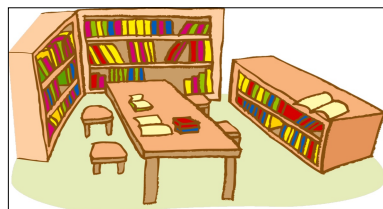
喫緊の課題になっている過密労働、その原因の一つが県の推める教育政策でもあります。全国に先駆けて導入された「道徳」、来年度からの2年生まで拡大に向けて、今年度は県内10校で研究指定が始まりました。県全体の問題として取り組まなければならない課題と考えています。さらには、各職場が抱えている問題、改善すべき課題は様々です。

疑問に思いながら悩みながらも目の前の生徒のため、多忙の中で勤務されてい

る教職員も大勢いるのではないのでしょうか。皆さんお一人おひとりの声が教育環境や労働条件の改善に繋がります。そんな声を茨高教組は必要としています。丁寧に対応して県教委と直接交渉・話し合います。教職員の皆さんが働きやすい職場、生徒が生きいきできる学校づくりの支援を念頭に活動します。引き続き茨高教組に対するご支援、ご協力をよろしくお願いいたします。

2015年度茨高教組執行部

- 委員長 石塚 健一（土浦工業高）
- 副委員長 菅井 洋実（太田一高）
- 蓮田 斉（下館二高）
- 吉井 一人（書記局）
- 書記長 岡野 一男（下妻二高）
- 執行委員 栗又 衛（石岡一高）
- 佐々木正久（笠間高）
- 齊藤 一利（水戸三高）
- 久保田 章（協和特別）
- 比嘉 大樹（下妻二高）



=教職員の相互扶助=

全教共済春募集 ～ビックスリーがおすすめ～

全日本教職員組合（全教）の運営する全教共済は営利目的の民間の保険ではありません。教職員の①生活を守る、②いのちと健康を守る、③身分を守る、の「3つの運動」を進めています。掛け金も安くて、保障もしっかりしています。また、教職員の仕事や生活実態に即した運用を推進しています。

ビックスリーがおすすめ

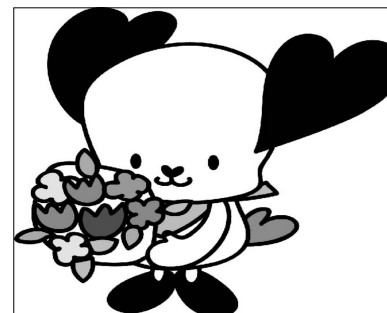
ビックスリーは、若い教職員にお得な共済で、「総合共済」（月額600円）、「教職員賠償責任共済」（月額150円）、「くらしの賠償責任共済」（月額150円）です。

「総合共済」は、退職時に全額返金されるもので、加入期間中の結婚や出産の祝い金、お悔やみや自然災害等の見舞金が給付されます。

「教職員賠償責任共済」は学校での勤務中の事故などに対して損害賠償責任を

負った場合に給付の対象になります。また、訴訟費用や弁護士による初期相談も給付の対象になります。

「くらしの賠償責任共済」は15年4月からスタートしたもので、「自転車で通行人にケガをさせてしまった」「愛犬が人にかみついた」等、仕事以外の日常生活における事故の賠償事故を補償します。家族まとめて150円なので、子どもさんの自転車事故対策にはお得な共済です。給付金額等詳しくは、職場で配布された春募集のパンフをご覧ください。共済の申込は、組合の書記局です。



全教共済新キャラクター マモロン

あなたも茨高教組に

1面の記事に書いたようにパワハラも県教委が「防止に関する要項」を出さざるを得ないほど深刻になっています。多忙と自己責任の強化の中で、職場はますますゆとりを無くしています。困ったことがあったら組合に電話かメールをください。

茨高教組

☎ 029-305-3075

mail iba-kou@mito.ne.

憲法フェスティバル

日時 5月3日（日）

10:00～15:30

場所 水戸千波湖

はなみずき広場

記念講演は13:30から高遠菜穂子さんの「イラクから見た日本～暴力の連鎖の中で考える平和憲法」。

当日の参加だけでなく、団体・個人の賛同金のご協力もお願いします。